⑵　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

⑶　一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑷　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。」

とあるのは、

「⑴　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

⑵　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)
2	路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

⑶　ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引又は障害者割引に限るものとし、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅱ)については本割引を適用した後の金額に対してＥＴＣ特別割引を適用する。

なお、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

⑷　一の通行が、平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑸　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日深夜割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅲ)の適用後の額に、路線バス割引、休日バス割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅱ)が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

⑹　障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引(Ⅱ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅱ)、休日昼間割引、休日終日割引、平日通勤割引又は平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅲ)を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。」

とする。

社会保険労務士名簿登録の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士名簿に登録した者を次のとおり公告します。

平成21年７月31日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
平成21年６月15日付		13090269	吉木　隆雄
04090009	渡邊真理子	13090270	松本　和美
04090010	金子　忠良	13090271	木嵜　貴久
08090010	深谷　洋一	13090272	土田　高久
09090008	小嶋　俊裕	13090273	竹本美登里
11090051	臼井　直子	13090274	飯島理恵子
14090073	佐伯　光徳	13090275	櫻木　和夫
14090074	佐藤　洋	13090276	小川　秀雄
28090040	正垣　秀樹	13090277	吉川　英里
40090036	藤富　正博	13090278	安藤　文芳
平成21年７月１日付		13090279	髙森　康史
01090020	松村　幸良	13090280	上島　信一
03090015	浅利　稔	13090281	屋代奈緒美
04090011	小形　美樹	13090282	間　晃二
05090002	藤村　貴	13090283	髙野　衆
08090011	飯田　早苗	13090284	根來　隆元
11090052	原田　憲一	13090285	岩下　孝則
11090053	小池　孝一	13090286	古川　知史
11090054	秋山　一敏	13090287	奈須野雅子
11090055	楠瀬　貞義	13090288	小林　哲也
12090024	大橋賢二郎	14090075	髙橋　彰
12090025	安藤　康之	14090076	伊藤　浩之
13090265	市川　惠一	14090077	茂木　史典
13090266	佐野　悦子	14090078	菅谷あかね
13090267	小宮山　伸	15090014	山口　弘美
13090268	大塚　亜弓	15090015	竹本恵美子
17090005	安宅　徹	27090127	秋末　千秋
17090006	屋木　秀和	27090128	尾崎　尚嗣
19090004	松尾　祥子	27090129	古田　尚子
20090012	原　邦彦	27090130	石田　亮介
21090020	桑海　一寛	27090131	橋本　一美
22090024	宮﨑　典彦	27090132	増井　苗美
22090025	村松　秀	27090133	峯　弘樹
22090026	清水　寧子	27090134	梶谷　志保
22090027	鈴木麻祐子	27090135	今井　弘一
22090028	山本　寛	27090136	中島　千寿
22090029	北山　留美	27090137	藤井　宏明
23090057	中島　央	28090041	中村　稔
23090058	松本　敦子	28090042	中西　良
23090059	大藪　裕子	28090043	辻田　智康
23090060	遠藤三千代	29090005	根耒　誠二
25090012	竹村　雅嗣	34090022	山下　力生
26090024	川北　哲生	34090023	小笹あかね
26090025	奥村　明美	35090012	藤村　敏行
26090026	眞田　一朋	36090009	安宅富士夫
26090027	村田　行亮	38090007	大内　敏慎
27090119	合田　志麻	40090037	小柳　美和
27090120	秋田ひとみ	40090038	近藤　省規
27090121	稲見　友子	40090039	酒井　文徳
27090122	橋本　美幸	40090040	千々和崇之
27090123	北方　嗣久	40090041	吉田　博二
27090124	吉村　文吾	40090042	森　純子
27090125	平川　智一	45090004	西村くみ子
27090126	森　信二	46090011	坂上　恵美

社会保険労務士名簿登録の抹消公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士の登録を抹消した者を次のとおり公告します。

平成21年７月31日

全国社会保険労務士会連合会